

種の保存法に基づく規制の監視について

1. オンライン上の広告・取引の監視

(1) 広告に関する規制の強化とオンライン取引の活発化

- ・種の保存法改正（平成 26(2014)年 6 月 1 日施行）により、希少野生動植物種の個体等を販売又は頒布をする目的で「陳列」することと同等に譲渡し等につながる行為として、インターネット上又は紙媒体等で「広告」することも規制の対象とされた。
- ・その後、日本国内の物販系分野の BtoC-EC（消費者向け電子商取引）市場規模は直近 10 年間で 2 倍以上になり、インターネットオークションやフリマサービス等、インターネットを用いて個人間で取引を行う CtoC もその市場規模が拡大し続けている。

(2) オンライン上の監視に係る評価

- ・種の保存法の規制対象種の増加に加え、広告掲示板、SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）などオンラインプラットフォームによるサービスの多様化や、その利用者及び運営事業者のグローバル化、さらに匿名による個人間取引や意図的に監視を回避するような広告も増加していることから、オンライン上の監視や迅速かつ効果的な違反对応が困難になっている。
- ・引き続き、プラットフォーマーや希少種の流通に関わる多様な主体との意見交換、流通のトレンド（市場性の高さ等）や監視回避の手法（別名や隠語等）などについての情報共有、監視者・協力者の拡大による啓発・監視の強化・効率化を進めることが重要と考えられる。
- ・各府省庁によるプラットフォームに係る法整備等の状況を踏まえ、以下の対策を検討してはどうか。

① 匿名による個人間取引の増加への対応

- ・オンライン上では違反疑義行為の当事者に対する直接的な違反对応（行政指導を含む）が困難であるため、各種プラットフォーマーにおいて、行政機関をはじめ関係者からの要請に応じた広告の削除やアカウント使用停止等といった必要な措置が講じられている。
- ・しかしながら、意図的に監視を回避するような広告者への防止効果が不明であり、さらに、既に取引が完了していた際には、プラットフォーマーの規約上それ以上の対応への協力が困難となる場合もある。
- ・迅速かつ効果的な違反对応を可能にするため、プラットフォーマーを含む仲介者に対して、違反疑義行為の当事者の情報取得に向けた調査（報告徴収等）への協力を得られるようにすべきではないか。

② 利用者のグローバル化への対応

- ・オンラインを通じた海外からの又は海外とのやり取りは、ワシントン条約の担保法である外国為替及び外国貿易法及び／又は種の保存法に基づく輸出入違反にもなり得る。
- ・国内外法令を参考に、法令上にて措置すべき事項があるか調査分析し、日本国籍でない者（種の保存法第 2 条(責務)の対象に含まれない者）による広告や譲渡し等の違反对応を検討してはどうか。

2. 陳列・広告規制の的確な監視

(1) 課題の認識

種の保存法の規制対象種が増加し続ける中、とりわけ外国産の種（国際希少野生動植物種）や譲渡し等の禁止の適用が除外される個体がある種^(参考1)であったり、一部の亜種のみ規制対象となっていたりする場合には、種等の同定や適用除外の個体かの判断が困難であるため、的確な監視及び迅速な違反对応が困難になっている。

(2) 検討の方向性

以下のような対策を推進しつつ、尚も監視が困難である場合は、種の保存法に基づく登録対象個体群の指定制度^(参考2)を参考に、講ずべき措置を検討してはどうか。

① 同定の信頼性向上に向けた対応

有識者や学会、業界団体（ブリーダー、販売業者等）等と連携し、同定精度と信頼性の向上を図ってはどうか。

② 合法的陳列・広告であることの確認の容易化

適法行為である旨を証する表示手法を明確にする（捕獲許可証の掲出・掲載、許可番号の表示等）とともに、表示義務規定の必要性について検討してはどうか。

(参考1) 譲渡し等の禁止の適用が除外される個体について

例えば、鳥獣保護管理法や漁業法に基づき適法に捕獲等されたクマやクジラ等の個体等やその繁殖個体等、それらの器官や当該器官の加工品は、種の保存に支障を及ぼすおそれがないとして譲渡し等、陳列・広告が可能となる（詳細は下表を参照）。

ただし、捕獲等された個体別に許可証が発行されるわけではなく、ウミガメ類は皮や甲羅及びその加工品、クマ類は毛、皮及びその加工品も規制対象となっているところ、加工及び流通過程での適法捕獲由来に係る情報伝達が徹底される必要がある。なお、タイマイの加工品（剥製等）の年間登録数は2022年（144件）～2023年（114件）にかけて過去最多となっており、アオウミガメの加工品については増加傾向である。

適用除外	綱	目	科	和名	規制対象			
					個体	器官	加工品	加工品のうち環境省令で定める物品
漁業法に基づき適法採捕された個体等、当該個体から繁殖させた個体等	哺乳綱	くじら目	せみくじら科	ホッキョククジラ	○	—	—	—
				セミクジラ属	○	—	—	—
			ながすくじら科	シロナガスクジラ	○	—	—	—
				ザトウクジラ	○	—	—	—
			こくくじら科	コククジラ	○	—	—	—
			こせみくじら科	コセミクジラ	○	—	—	—
			ねずみいるか科	スナメリ	○	—	—	—
			あかぼうくじら科	ミナミツチクジラ	○	—	—	—
				トックリクジラ属	○	—	—	—
	爬虫綱	かめ目	うみがめ科	全種(タイマイ、アカウミガメ、アオウミガメ、ヒメウミガメなど)	○	※1	※2	履物、かばん、袋物、日用雑貨、楽器
			おさがめ科	オサガメ	○	皮	皮革製品	—

鳥獣法に基づき適法捕獲された個体等、当該個体から繁殖させた個体等	哺乳綱	食肉目	くま科	ヒグマ	○	毛、皮	毛皮製品、皮革製品	—
				アジアクロクマ (ツキノワグマ)	○	毛、皮	毛皮製品、皮革製品	—

※1 全形を保持した皮、全形を保持した甲羅が規制対象。全形を保持していない皮は規制対象外、全形を保持していない甲を譲渡し等する場合は特定国際種事業者の届出が必要

※2 全形を保持した皮革製品、全形を保持した甲製品が規制対象。全形を保持していない皮革製品は規制対象外、全形を保持していない甲製品を譲渡し等する場合は特定国際種事業者の届出が必要

（参考２）登録対象個体群について

ワシントン条約では、同一の種であって、一部の地域個体群が附属書Ⅰに、別の一部の個体群が附属書Ⅰ以外（附属書Ⅱ等）に掲載されている種は「スプリット種」と呼ばれている。なお、附属書Ⅱ・Ⅲの掲載種については、輸出国の輸出許可書や原産地証明等があれば、商業目的での国際取引が可能である（条約第４条及び第５条）。

種の保存法では、「スプリット種」は「種」として国際希少野生動植物種に指定され、国内の譲渡し等が禁止されている一方で、附属書Ⅰ以外に掲載されている・附属書に掲載されていない地域の個体群については、別途、登録対象個体群（施行令別表第７）に指定し、法２０条第１項に基づく個体等登録の対象とする（施行令第８条第３号ハ）ことで、譲渡し等の禁止の対象から除外している（法第１２条第１項第６号）。

これは、附属書Ⅱ・Ⅲの個体群や附属書に掲載されていない個体群であっても、流通が規制されている附属書Ⅰの個体群との判別ができず、附属書Ⅰの個体群について有効に商業取引を規制することができなくなるため、登録対象とすることにより、商業目的での取引が禁止されていない個体群であることが明確に確認できるようにするものである。